

藤井寺市柏原市学校給食組合有功者表彰条例

昭和 54 年 6 月 21 日
条 例 第 2 号

改正

平成 2 年 6 月 7 日 条例第 2 号

平成 27 年 9 月 10 日 条例第 1 号

平成 19 年 2 月 16 日 条例第 1 号

令和 2 年 2 月 7 日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本組合の行政に貢献した者、又は組合の公益に関し、功労顕著な者に対する表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第 2 条 次の各号の一に該当する者は、これを有功者として表彰する。

- (1) 本組合の公益に関し功労が顕著な者であつて、管理者の推薦により組合議会の議決を得た者
 - (2) 6 年以上管理者及び副管理者の職にあつた者
 - (3) 6 年以上組合議会議員の職にあつた者
 - (4) 10 年以上教育長及び教育委員の職にあつた者
 - (5) 10 年以上公平委員会委員及び監査委員の職にあつた者
 - (6) 25 年以上勤務した職員で職務に精励し、他の職員の模範となるものであつて、管理者の推薦により組合議会の議決を得た者
- 2 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる年数に達しない者であつても、その功労が顕著で特に管理者が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、管理者は有功者として組合議会に推薦できる。

(表彰の方法)

第 3 条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

(表彰の期日)

第 4 条 有功者の表彰は、管理者が定める適当な日に行う。

(待遇)

第 5 条 有功者に対しては、次の待遇をすることができる。

- (1) 本組合が行う儀式への招待
 - (2) その他管理者が必要と認める待遇
- 2 有功者が死亡したときは、管理者は、供花その他の方法により、遺族に弔意を表するものとする。

(表彰の取消し等)

第 6 条 管理者は、有功者が次の各号のいずれかに該当したときは、表彰の取消し又は待遇の停止をすることができる。ただし、第 2 号については、その期間中とする。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき。

(2) 公民権を停止せられたとき。

(3) その他本人の責に帰すべき行為により著しくその名誉を失墜したと認められたとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、組合設立の日から適用する。

附 則 (平成2年6月7日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年2月16日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、改正前の第2条第1項第2号の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成27年9月10日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年2月7日条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。